

北海道告示第10123号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項第二号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和8年（2026年）2月2日

北海道知事 鈴木 直道

1（1）免許の取消しをした年月日

令和8年（2026年）1月27日

（2）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア 氏名

山本 豊次

イ 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ 登録番号

（渡）第911号

（3）免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第二号に該当するため